

# スポンサー企業になると、このような特典があります！



## ● スポンサープレートの設置

建設した公立小学校や深井戸の壁にスポンサープレートを取付け、日本の援助で建てられたことを記載して残します。形式はありませんので、企業のロゴなども記載可能です。サイズも決まりはありませんが、通常はA3版～B3版程度の大きさになります。（左上写真）



## ● 感謝状の授与

小学校建設や井戸掘削など、援助事業を実施し贈与したあとは、市町村の首長から、スポンサー企業宛に感謝状が授与されます。（左中写真）

## ● 完成後はブルキナファソの新聞に掲載

事業が終了すると、必ず贈与式が執り行われます。そして、その事業内容が、ブルキナファソで最大の新聞社、「SDWAYA」に写真入りで掲載され、幅広くブルキナファソの人々に周知されることとなります。（右下写真）

## ● 寄付金控除・損金算入

JBFAは、2003年6月20日国税庁長官より、運営組織及び事業活動が適正であることから、全国で13番目（千葉県では最初）に「認定NPO法人」として認定されました。このことにより、皆様方から寄せられる寄付金は、税制上の特例措置が講じられ「寄付金控除・損金算入の対象」となります。

## ● 法人が認定NPO法人に対して行った寄付

法人が認定NPO法人に対して支出した寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付金と同様に取り扱うことができます。従いまして、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で損金算入をすることができます。損金算入をすることができる金額の計算は、特定公益増進法人に対する寄付金と合わせて行うこととなります。

## ● 個人が認定NPO法人に対して行った寄付

個人が認定NPO法人に対して支出した寄付金は、寄付をした方のその年分の総所得金額などの合計額から控除することができます。また、2011年度より、所得控除、税額控除を選ぶことができるようになっており、控除割合は、(寄付金額-2,000円)×40%を所得税額から差し引くことができます。住民税10%と合わせて約50%が控除になります。

